

## 【日常生活用具の給付の詳細】（令和6年3月1日時点）

### ■対象者

日常生活用具を必要とする障害者や難病患者の方

### ■対象となる用具

#### ①介護・訓練支援用具

浴槽、入浴担架、特殊寝台（介護用ベッド）、体位変換器、特殊尿器 等

#### ②自立生活支援用具

入浴補助用具、特殊便器、頭部保護帽、歩行支援用具 等

#### ③在宅療養等支援用具

音声式体温計、空気清浄機、透析液加温器、電気式たん吸引器 等

#### ④情報・意思疎通支援用具

人工咽頭、点字タイプライター 等

#### ⑤排泄管理支援用具

ストーマ用装具、収尿器 等

#### ⑥居宅生活動作補助用具

### ■申請方法

お住いの市区町村に申請をします。

対象となる用具や利用者負担額などは、市区町村ごとにことなりますので、お住いの市区町村へご確認ください。

参考：厚生労働省ホームページ